

「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程

制定	平成13年	1月12日
改正	平成17年	1月8日
	平成18年	11月1日
	平成20年	4月1日
	平成25年	4月1日
	平成28年	6月13日

第1. 目的

一般社団法人中央酪農会議（以下、「本会議」とする。）は、わが国酪農に対する国民の幅広い理解と共感を確保するために、『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが、牧場や学校等で、主に学校や教育現場等と連携して行う、酪農に係る作業等を通じた教育活動（以下、「酪農教育ファーム活動」という。）を支援する観点から、酪農教育ファーム推進委員会（以下、「本委員会」とする。）が牧場等を認証する場合の定義及び条件などについて、以下によりこの規程（以下、「本規程」とする。）に定めるものとする。

第2. 定義

1. 酪農教育ファーム認証牧場（以下、「認証牧場」という。）とは、それぞれの牧場が持つ多様な資源を活用して、酪農教育ファームファシリテーター（以下、「ファシリテーター」という。）が、酪農教育ファーム活動を行う牧場等であって、本規程により認証された牧場等をいう。
2. ファシリテーターとは、本会議が別に定める規程により認証を受けた者であって、酪農教育ファーム活動を行う者をいう。
3. 「食としごと、いのちの学び」とは、主に次の学びをいう。
 - (1) 「食の学び」とは、「日頃身近に接し食べている牛乳乳製品の原料である生乳等の生産の仕組みやプロセス、これを生産している酪農家の想いや工夫を学ぶことを通して、食への理解を深める。また、乳牛のいのちの一部を貰っていることなどへ感謝したり、酪農家の労働を尊敬したり、食文化を尊重したりする態度を育てること。」
 - (2) 「しごとの学び」とは、「酪農という仕事や、酪農家の生き方及び仕事への想いに触れ、自分の今後の進路や将来の仕事について意識することで、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てること。」
 - (3) 「いのちの学び」とは、「牧場にいる乳牛などの生き物との触れ合いにより、いのちを身近に感じるようにする。また、人と乳牛などの家畜が共存する生産のあり方や牧場を取り巻く環境を学ぶことを通して、人と他の生き物との関係性や人や他の生き物はいのちを育みつたえていることへの理解を深め、いのちを尊重する態度を育てること。」

第3. 認証の条件

本規程に基づき認証牧場の認証を受けようとする者は、以下の条件を満たさなければならない。

1. 本会議が作成した生乳生産管理基準及び作業手順またはこれに準じる安全・衛生対策を実施している牧場等であって、以下に定める牧場等での安全等に関する基準（以下、「安全環境基準」とする。）に適合していること。
 - (1) 訪問者のトイレ・手洗い場を確保すること。
 - (2) 訪問者の細菌感染事故を防止するため、牛舎およびその周辺、牛体を常に清潔にすること。
 - (3) 緊急医療品を一式備えていること。
 - (4) 近隣の病院などの医療機関と常時連絡が取れること。
 - (5) 訪問者を対象とした以下の条件以上の保険に加入していること。なお、保険加入の確認は、認証時及び第5の3に定める現地検査時のほか、認証期間中毎年、4月末日までに保険証書の写しを本会議へ提出することをもって行う。ただし、地域交流牧場全国連絡会を通じて保険に加入している牧場等については毎年の保険証書の写しの提出は不要とする。
 - ① 施設賠償責任保険
身体1名1億円 1事故5億円
財物1事故 1,000万円
免責 1,000円
 - ② 生産物賠償責任保険
身体1名1億円 1事故3億円
財物1事故 1,000万円
免責 1,000円
2. 本会議が別に定める規程により認証を受けたファシリテーター、または、酪農教育ファームファシリテーター認証を受けようとする者を指定すること。
3. 本規程により認証を受けた後は、第5に定める規則を遵守すること。

第4. 認証の手順

本委員会は、以下の手順により、認証牧場の認証を行うものとする。

1. 認証牧場の認証を受けようとする牧場（以下「認証申請牧場」とする。）は、その牧場等で活動を行うファシリテーターを指定して、別様式1の認証申請書を当該地域の指定生乳生産者団体（以下「指定団体」とする。）に提出する。

なお、ファシリテーターを指定できない場合は、ファシリテーターの認証を受けようとする者（以下、「ファシリテーター候補者」とする。）を指定することができるものとする。
2. 指定団体は、1により提出された認証申請書について、申請の内容に実際との齟齬がないか審査するとともに、別様式2の認証条件確認書に基づき、本規程の第3の認証の条件を満たしていることについて現地確認を実施し、認証条件確認書を添付の上、認証申請書を本委員会に提出するものとする。
3. 本委員会は、円滑かつ適正な認証を実施するため、別に設置する認証審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）において、指定団体より提出された認証

申請書を審査の上、適正と認められた場合は、以下の手順で認証を行う。

- (1) ファシリテーターを指定した認証申請牧場については「酪農教育ファーム認証牧場」として速やかに認証するものとする。
 - (2) ファシリテーター候補者を指定した認証申請牧場については仮認証とし、指定したファシリテーター候補者がファシリテーターとなった段階で、認証するものとする。
4. 本委員会は、認証を受けた認証申請牧場に「酪農教育ファーム認証牧場認証書」と「認証看板」を交付する。

第5. 規則

第4により認証を受けた認証牧場は、以下の規則を遵守しなければならない。

1. 本委員会が交付する認証看板を適切な位置に常に掲示する。
2. 本委員会が実施する受入実態調査を毎回提出する。
3. 認証の期間は、認証された年度を含め3年間とし、当該期間内に指定団体等が実施する安全環境基準の遵守状況等の確認及び指導のための現地検査を1回以上受検するとともに、必要な指導があった場合は、これに対応した適切な措置を講ずることによって認証が更新されるものとする。
4. 指定されたファシリテーターが酪農教育ファーム活動を実施する。なお、やむを得ない事情に限り、日頃より酪農教育ファーム活動を補助している者が、ファシリテーターの指示を受け、酪農教育ファーム活動を実施することができる。
5. 認証を更新する場合は、併せてファシリテーターについても、別に定める酪農教育ファームファシリテーター認証規程(以下、「ファシリテーター認証規程」とする。)に基づき更新がされていなければならない。
6. 酪農教育ファーム活動を実施する際には、本会議で策定した「交流活動における感染症防疫マニュアル」を遵守する。

第6. 認証の一時停止と取り消し

本委員会は、指定団体を通して、以下の認証の一時停止と取り消しに係る措置を実施する。

1. 認証牧場が第2の定義及び第3の条件を満たさなくなった場合、認証を取り消すものとし、**認証牧場は別様式3の認証取り消し申請書を提出するものとする。なお、第4の1の規程に基づき指定したファシリテーターが、認証期間中に退職や異動等により不在となった場合の認証取り消しについては、翌年度に認証牧場が指定しようとする新たなファシリテーターが認証取得した場合は、認証牧場の再申請は免除するものとする。**
2. 認証牧場が第5の規則を遵守しなかった場合、必要と認められる期間の認証の停止、または認証を取り消すことができるものとする。
3. 認証牧場が法律に違反する反社会的活動等を起こした場合、あるいは感染症などの被害が懸念される場合、必要と認められる期間の認証の停止、または認証を取り消すことができるものとする。

4. 学校などから提出される報告書において、認証牧場の対応や設備、指導内容にクレームがあった時は、認証牧場と学校の双方から事実確認を行い、認証牧場の非が確認された場合、一時受け入れを停止させ、必要な改善を求めることができるものとする。
5. 認証牧場は、その関係者が法定伝染病にかかった時、あるいは家畜が受け入れに障害となる疾病にかかった時、即座に自主的な判断で受け入れを停止し、本委員会に報告を行うものとする。また受け入れを再開する場合も本委員会に対し、事前通知を行うものとする。
6. 認証牧場が認証の取り消しを求める場合、当該認証牧場は、別様式3の認証取り消し申請書を指定団体に提出し、指定団体は速やかに本委員会に報告するものとし、本委員会はその報告をもって認証を取り消すものとする。なお、認証の取り消しに当たっては、「酪農教育ファーム認証牧場認証書」と「認証看板」を本委員会に返却するものとする。

第7. その他

1. 認証申請書に記載された内容に変更があった場合、認証牧場は速やかに別様式4認証申請内容変更届出書により、申請書の変更箇所について指定団体に届け出を行い、指定団体はその内容を速やかに本委員会に報告するものとする。
2. 認証牧場は、本規程の改訂があった場合で、本委員会が求めた場合は、改訂内容に関連する条件整備の自己点検や調査などの協力を行うものとする。
3. 本会議は、本規程に定めるもののほか、認証の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則（平成13年1月12日）

1. 本規程は、平成13年1月12日より施行する。

附則（平成17年1月8日）

1. 本規程は、平成17年1月8日より施行する。

附則（平成18年11月1日）

1. 本規程は、平成18年11月1日より施行する。

附則（平成20年4月1日）

1. 本規程は、平成20年4月1日より施行する。
2. 既に認証を受けている牧場（以下、「旧認証牧場」）については、本規程の施行にともない、以下の移行措置を講ずるものとする。
 - (1) 本規程の施行に際し、継続して認証を希望する旧認証牧場は、当該牧場で酪農教育ファーム活動を実施するファシリテーターを1名以上指定して、別様式5の認証継続申請書を、指定団体を通じて本委員会に提出するものとする。

なお、ここでいうファシリテーターには、過去において、認証研修会また

はスキルアップ研修会を受講した者が該当するものとし、新たに認証を受けるためのファシリテーター認証規程の第3の3に定める認証研修会の受講は免除されるものとする。

(2) 上記(1)により、認証の継続が確認された認証牧場に対して、本委員会は、「酪農教育ファーム認証書」と「認証看板」を交付する。

(3) 上記1の移行措置は原則として平成20年9月末日までを期限とするとともに、当該移行措置を受けた旧認証牧場には、本規程が適用されるものとする。

(4) 認証の継続を希望する牧場であって、何らかの事由によってファシリテーターを指定することができない場合は、ファシリテーター認証規程に基づき、新たにファシリテーター候補者を指定できるものとする。

なお、ここでいうファシリテーター候補者は、原則として平成20年度中に新たに認証研修会を受講しなければならない。

附則（平成25年4月1日）

1. 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

附則（平成28年6月13日）

1. 本規程は、平成28年6月13日より施行する。